

書記補 横山勘治

東北興業株式會社設立委員長

水野鍊太郎殿

供覽

11.8.5.

内閣東發甲第一二號

昭和十一年八月五日

委員長 水野鍊太郎

内閣東北振興事務局長 松井春

東北興業株式會社設立委員長 水野鍊太郎 殿

東北興業株式會社株式申込證検査ノ件

昭和十一年八月一日附ヲ以テ検査ノ爲提出相成候東北興業株式會社
株式申込證ハ検査ノ結果支障之ナキニ付此段依命通知ニ及ビ候
追テ別綴申込證返戻ニ及ビ候

內閣東華甲第

今日學風與心學



浅レナク株式1割當ヲ爲スユトト致候ニ

付別綴株式申込證御検査下サレ度
東北興業株式會社法第三十四條ノ規
定ニ依リ此段申請ニ及ビ候

昭和十一年八月 日

東北興業株式會社設立委員長

内閣總理大臣宛

發甲第一二號
昭和十一年八月五日
上申昭和 年 月 日
決定昭和 年 月 日
施行 昭和十一年八月五日

局長

書記官

内閣總理大臣

内閣書記官

内閣書記官

指令案

年 月 日

内閣東北振興事務局長
東北興業株式會社設立委員長宛

東北興業株式會社株式申込證検査ノ件

昭和十一年八月一日附ヲ以テ検査ノ爲提出相成候東北興業株式會社株式申込證ハ検査ノ結果支障之ナキニ



付此段依命通知ニ及ビ候
追テ別綴申上證返戻ニ及ビ候



東
股
第
一
三
號

株式申込證検査申請書

東北興業株式會社株主募集ニ關シテハ七月十四日ヨリ株式申込ノ受
付ヲ開始シ同月十六日ヲ以テ締切候處應募株數六拾六萬貳百六拾五
株申込口數六千四百九拾八口ニ達シ全部ノ申込者ニ洩レナク株式ノ
割當ヲ爲スコトト致候ニ付別綴株式申込證御検査下サレ度東北興業
株式會社法第三十四條ノ規定ニ依リ此段申請ニ及ビ候

昭和十一年八月一日

内
閣

東北興業株式會社設立委員長 水野 鍊 太 郎



内閣總理大臣 廣 田 弘 毅 殿

(日本標準規格B4判) (内閣印刷局)